

2023 年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業  
調査レポート

# 中国における就労ビザの申請、留意点 及び適用法律

(2024 年 1 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
広州事務所

海外展開支援部

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ） 広州事務所が青葉法律事務所（に作成委託し、2024 年 1 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび青葉法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび青葉法律事務が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・広州事務所

E-mail : [PCG@jetro.go.jp](mailto:PCG@jetro.go.jp)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 戦略企画課 個別支援班

E-mail : [Platform-bda@jetro.go.jp](mailto:Platform-bda@jetro.go.jp)

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

## 目次

一、中国における就労ビザの申請及びその留意点について .....	4
(一) 外国人従業員が中国で就労する場合 .....	4
1、申請の基本条件 .....	4
2、工作許可証および就労の居留証の申請プロセス .....	4
3、申請の所要書類 .....	7
4、政府申請費用 .....	11
5、「工作許可証」および居留許可の未取得（「不法就労」）によるリスク .....	11
6、その他留意点 .....	12
(二) まとめ .....	13
二、外国人に適用する労働契約法等の取り扱い .....	13
(一) 外国人従業員が中国で就労する場合 .....	13
声明 .....	14

## 一、中国における就労ビザの申請及びその留意点について

### (一) 外国人従業員が中国で就労する場合

「中华人民共和国出入国管理法」および「外国人が中国における就労管理規定」により、外国人が中国国内で就労する場合、規定に基づき、工作許可証および就労の居留証を取得すべきである。

#### 1、申請の基本条件

##### (1) 雇用主の基本条件

- i. 法律に則って設立され、嚴重な違法、信用を失った記録がない。外国人を雇用する職位に特別な需要があり、中国国内に適切な候補者がおらず、国家の関連規定に違反したことがない。雇用される外国人に支給する給与、賃金は現地最低賃金基準を超えるように設定する必要がある。
- ii. 法律法規に基づき、業種主管部門より事前に審査する必要がある場合、審査承認を取得していること。
- iii. 個人経済組織及び中国人個人による外国人の雇用は禁止すること。

##### (2) 申請者の基本条件

- i. 18歳以上で、健康良好、犯罪記録がなく、中国国内に確定された雇用主があり、従事する仕事に必要な専門技能あるいは同等の知識レベルを持っていること。
- ii. 従事する仕事が中国経済社会発展需要と一致し、中国国内に不足している専門人員であること。
- iii. 外国人が中国での就職するにあたり別の規定がある場合は、その規定に従うこと。

#### 2、工作許可証および就労の居留証の申請プロセス

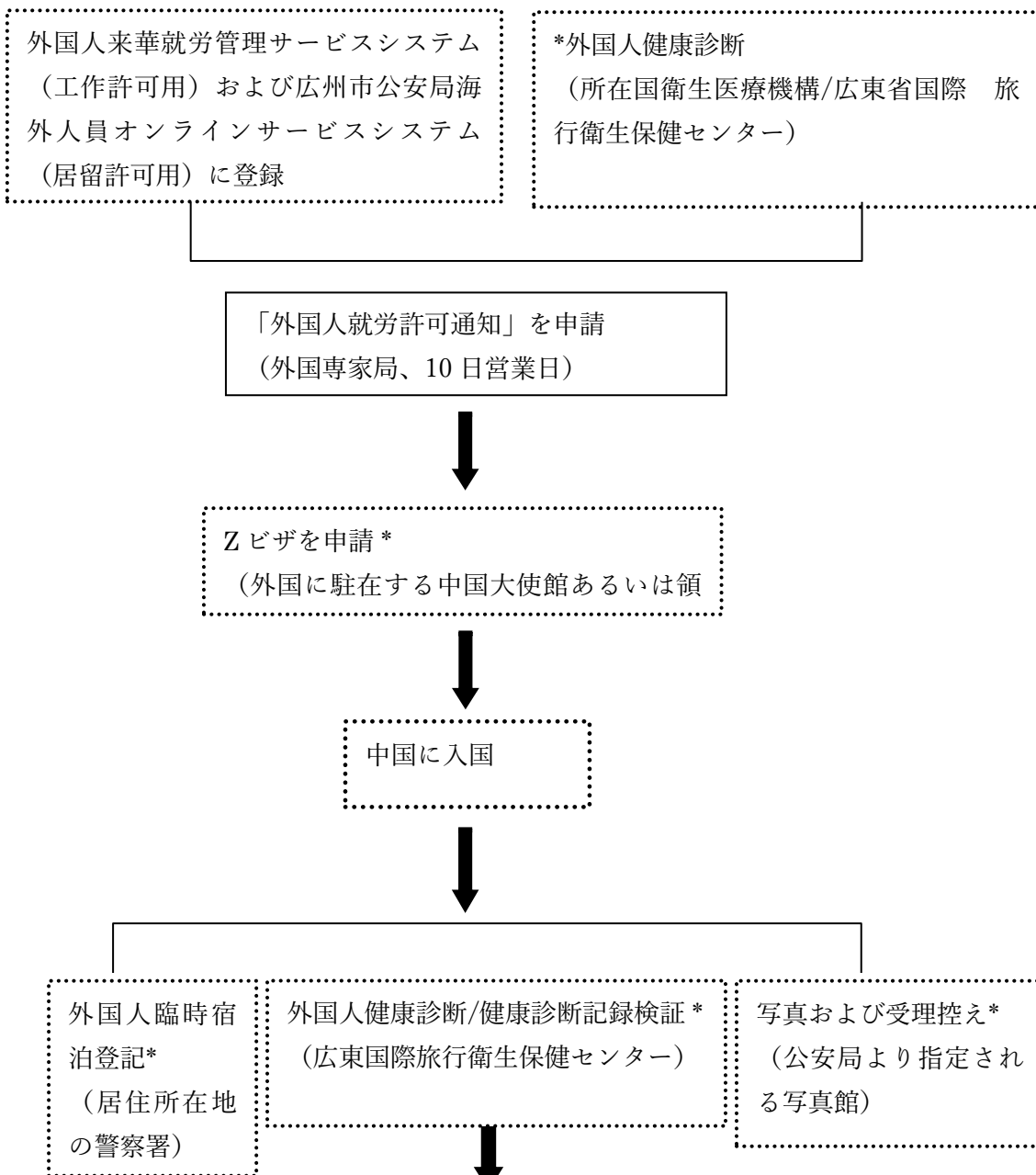
##### (1) 新規申請の場合

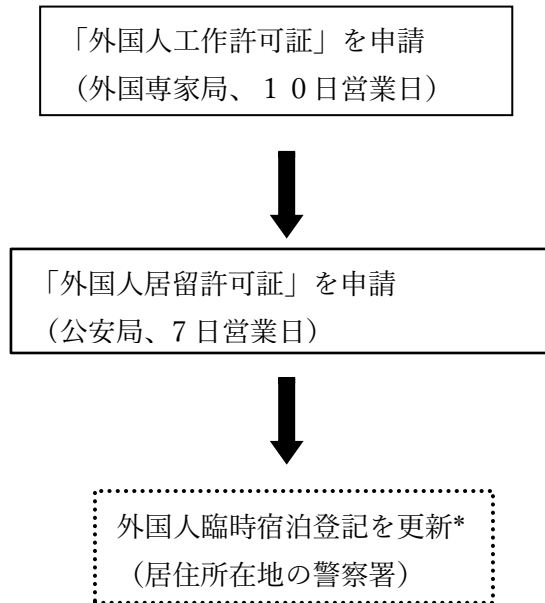
中国の雇用主は申請者のかわりに、外国専門家局に「外国人就労許可通知」を申請する必要がある。申請者は「外国人就労許可通知」およびその他必要書類を所持して外国に所在

する中国大使館にZビザを申請する。そして、申請者はZビザを所持し中国に入国して15日以内で、中国の雇用主は申請者のかわりに、外国専門家局に「外国人工作許可証」を申請する必要がある。また、申請者がZビザを所持し中国に入国してから30日以内に、中国の雇用主は申請者のかわりに、公安出入国部門に就労居留許可証を申請する必要がある。

就労ビザ申請の手続きを完了するには、およそ2ヵ月を要する。具体的な申請プロセスは下記の通りである。

図表1：





## (2) ビザ変更の場合

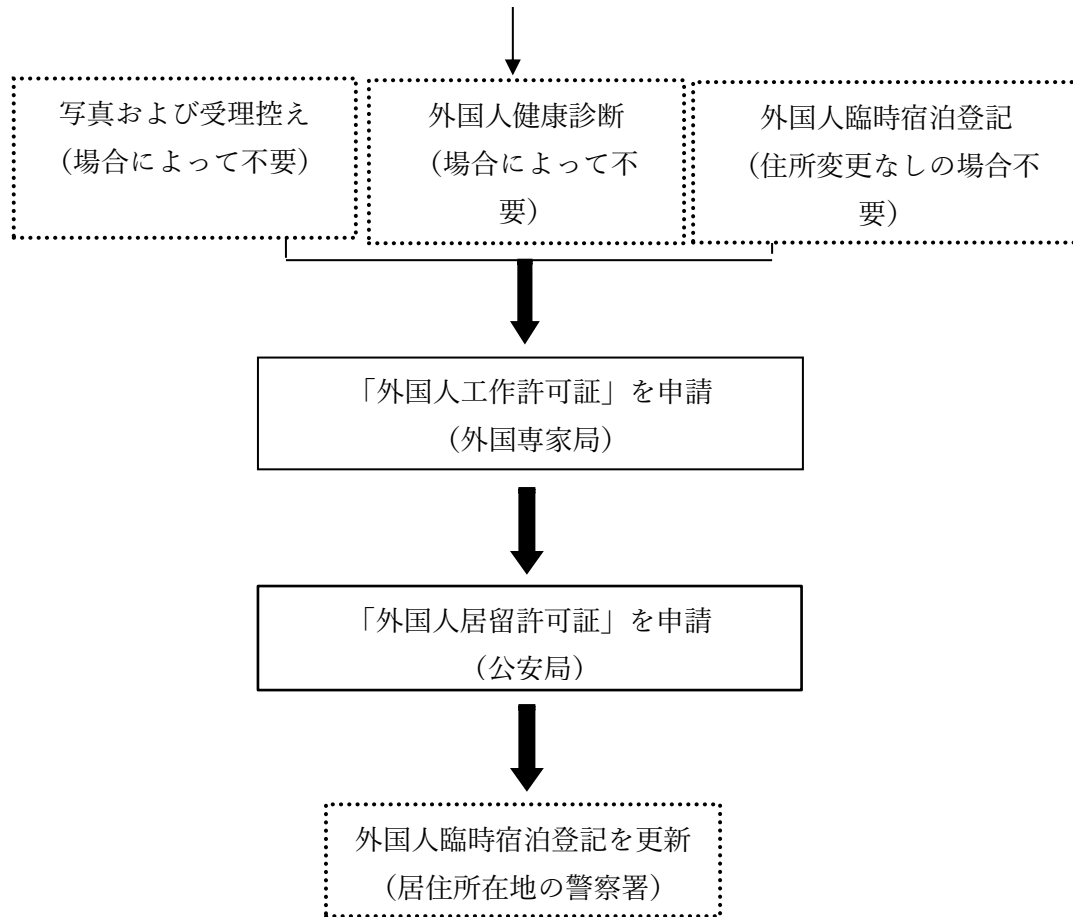
中国国内に滞在し、有効のビザ及び居留許可証を所持する外国人であれば、申請フローは新規申請より簡素化される。有効な許可証を既に所持しているため、「外国人就労許可通知」及び Z ビザの申請は不要となる。外国人臨時宿泊登記及びその他必要資料が揃えば、オンライン申請→オンライン申請資料レビュー→受理→審査→受領という手続きになる。また、提出書類は、新規申請とほとんど同様であるが、無犯罪証明書の提出は不要となる。また、場合によっては外国人健康診断、写真および受理控えも不要となる。

適用対象例：

- i. 勤務先変更（転勤）の場合、職位の変動なし、且つ既存の工作許可証及び居留許可証は有効期限内。
- ii. 中国公民の外国人配偶者または子供、もしくは永久居留権または工作許可証を取得した外国人の配偶者または子供（有効なビザまたは居留許可証を所有）

図表 2：

外国人来華就労管理サービスシステム（工作許可）および広州市公安局海外人員オンラインサービスシステム（居留許可）に登録



### 3、申請の所要書類

(1) 「外国人工作許可証」の申請所要書類（「外国人就労許可通知」の申請書類を含む）

番号	書類	原本/ コピー	部数	注記
1	外国人来華 就労許可申 請書	原本	1部	/

2	就労履歴証明書	原本、 コピー	1部	就労履歴証明書に職位、就労期間と過去に行ったプロジェクト等の内容が含まれていること。 また当該証明書に以前の就職先からの捺印あるいは責任者からの署名、証明者の有効な電話番号あるいはメールアドレスの記載が必要。
3	最高学位 (学歴) 証明書	原本、 コピー	1部	最高学位(学歴)証明書が日本で取得された場合、在日中国大使館、領事館あるいは申請者が学位(学歴)を取得した所在国の中国に駐在する大使館、領事館あるいは中国の学歴認証機構による認証が必要。
4	関連認定書類、職業資格証明書 (もしあれば)	原本、 コピー	1部	在日中国大使館、領事館から認証、あるいは専門資格証明を取得した所在国の中国に駐在する大使館、領事館あるいは公証機構の原本公証が必要。
5	無犯罪記録証明書(本人が無犯罪を声明する宣誓性の無犯罪記録が受理できない)	原本	1部	1、日本あるいは常住地の警察、安全、裁判所等の部門から発行され、また在日中国大使館、領事館からの認証が必要。 2、在中日本大使館、領事館から発行される非宣誓性の無犯罪記録が直接に受理され、また認証する必要がない。 3、常住地とは申請者が日本を離れた後、1年以上連続して居住する国あるいは地区のことである(中国国内を含まない)。 4、無犯罪記録は、発行後半年以内のものであること。
6	健康診断証明書	原本	1部	1、中国検疫検疫機構に認可された日本の衛生医療機構から発行される健康診断証明書 2、中国に入国する前に「承諾書」を提出し、中国に入国してから中国検疫検疫機構で健康診断を受け、健康診断証明書を発行してもらうことが可能である。 3、中国に入国する前に「承諾書」を提出し、中国に入国してから一般の日本衛生医療機構(中



				<p>国検験検疫機構に認可されていない衛生医療機構) から発行された6ヶ月以内の健康診断証明書を以って、中国検験検疫機構に健康診断記録検証証明書を発行してもらうことは可能ではあるが、健康診断の一部項目は中国で再度検査受けるように要求される場合もある。</p> <p>4、発行後、半年以内のものであること。</p>
7	雇用契約あるいは就職証明書	原本、コピー	1部	<p>1、就職証明書は下記の場合に適用される：政府間、国際組織間の協議あるいは協定を実施する人員、各種在中代表処の首席代表、中国に機構を設けていない海外企業が中国国内においてサービス契約を履行するために派遣した従業員。</p> <p>2、雇用契約あるいは就職証明書には、就業場所、就業内容、賃金、雇用時期、役職、捺印（署名）等が含まれる。</p>
8	申請者のパスポート	原本、コピー	1部	<p>1、パスポートの残存期間が6ヶ月以上であること。</p> <p>2、顔写真・基本情報が記載されているページの写しが必要となる。</p>
9	申請者6ヶ月以内の正面写真	原本	1部	<p>白い背景、フレームなし、画像明確、しみなし、無傷、インク完全、JPG形式。データの場合、サイズが40K-120Kで、フルカラー。</p>
10	同伴家族の関連証明書類（もしあれば）	原本、コピー	1部	<p>1、同伴家族には配偶者、18歳未満の子供、親および配偶者の親が含まれる。</p> <p>2、同伴家族のパスポートに情報が記載されているページ、家族関係証明書（配偶者-結婚証明書、子供-子供出生証明書あるいは養子養女縁組証明書、親あるいは配偶者の親-申請者の出生証明書あるいは結婚証明書または公証証明書）、健康診断報告書（18歳以上の家族）および写真データ</p>

11	申請者が所持するビザ 又は有効な 居留許可	原本、 コピー	1部	一番新しいビザが貼付ページと一番新しい中国 入国スタンプが押印されたページ（または有効 な居留許可情報ページ）の写し
1 2	その他書類（納税証明書、従業員名簿リスト等）			

注記：

- ① 「原本、コピー」の場合、現場で原本を提示し、またコピーを提出する。尚、コピーには、社印が捺印されている必要がある。
- ② 中国語以外の外国語資料（パスポートを除く）は原則として全て中国語版の翻訳書を提出する必要があるが、有資格の翻訳会社から発行される翻訳書が必要であるかどうかは当局に確認する必要がある。
- ③ 「外国公文書の認証を不要とする条約」が2023年11月7日をもって中国で施行され、条約の正式な施行に伴い、最高学位（学歴）証明書、無犯罪記録証明書等の証明書類に関して、大使館・領事館等による認証が不要となるはずだが、当局の工作許可申請ガイドラインがまだそれに合わせた形で更新していないため、申請する際、事前に当地関連部門に確認するか、もしくは暫く以前と同様の認証手続きを行うことを推奨する。

## (2) 就労類の居留許可証の申請所要書類

番号	所要書類	原本/ コピー	部数	注記
1	外国人ビザ書類申請表	原本	1部	/
2	ビザ用の写真 および受理控 え	原本	1部	中国の公安当局により、認可された写真館で撮影すること。
3	申請者のパス ポート	原本、 コピー	1部	顔写真・基本情報が記載されているページ、 一番新しいビザ貼付ページ、 一番新しい中国入国スタンプが押印されたページ、 有効な居留許可情報ページ（もしあれば）

4	健康診断証明書	原本	1部	中国検疫検疫機構より発行あるいは認可された日本の衛生医療機構発行の健康診断証明書（中国検疫検疫機構の検証が必要）。
5	「外国人宿泊登記表」	原本、コピー	1部	宿泊登記の住所は、住宅あるいはホテルの住所である。会社の住所は、原則宿泊登記の住所として申請できない。
6	営業許可証副本	原本、コピー	1部	/
7	「外国人工作許可証」及びQRコード内情報ページ	原本、コピー	1部	/
8	就労類の居留許可証申請状	原本	1部	雇用主より発行される
9	その他書類（納税証明書、賃貸契約及び賃貸届出証明書等）			

注記：「原本、コピー」の場合、現場で原本を提示し、またコピーを提出する。尚、コピーには、社印が捺印されている必要がある。

#### 4、政府申請費用

居留許可証費用：1年未満の場合、400元。1年以上3年未満の場合、800元。3年以上5年未満の場合、1,000元。費用は変更される可能性があるため、最終的な費用は実際に申請する際に、公安出入国部門が発表しているものを基準とする。

#### 5、「工作許可証」および居留許可の未取得（「不法就労」）によるリスク

「中華人民共和国出入境管理法」の規定により、外国人が中国で不法に就労した場合、5,000元以上20,000元以下の罰金が科せられる。不法就労の事実が重大である場合、5日以上15日以下の拘留、ならびに5,000元以上20,000元以下の罰金が科せられる。さらに、場合によっては、強制退去を命じられ、強制退去日から、1～5年以内の中国への再入国を禁じられる。

一方、外国人を不法に雇用した会社に対しては、不法に雇用した従業員1人あたり10,000元の罰金が科せられる（100,000元が上限）。不法雇用によって違法に所得を取得し

た場合は、その違法所得が没収される。

## 6、その他留意点

(1) 外国人が「工作許可証」および就労居留許可を取得した後の、居留許可証の有効期間において、中国に少なくとも何日以上滞在しなければならないということについては、現段階で特にそれを制限する法律がない。

(2) 「工作許可証」、就労居留許可の有効期限を延長する手続きは、有効期限満了の 30 日前までに関連の政府審査部門に申請を提出しなければならない。

(3) 申請者の「工作許可証」および就労居留許可を広州で取得したが、他の都市での就労が決定した場合は必要な許可証、居留許可の移籍手続や再申請を行わなければならない。

(4) 既に中国の永久居留権を取得した外国人の場合、「工作許可証」を申請する必要はない。

(5) 「B 類」人材の場合、60 歳を超えると、「工作許可証」および就労居留許可を取得できなくなる。場所によって緩和されることもあるが（深セン市で 70 歳まで、広州南沙は 62 歳まで）、実務上のハードルが極めて高い。そのため、60 歳を超える人材は、就労許可証と就労居留証を取得するためには、「A 類」人材を申請する必要がある。

「A 類」人材の申請条件の一つとして収入基準が当該就労地の「平均給与」の 6 倍以上となっている。2023 年度 1 月 6 日に公布された「科学技術部弁公庁及び人的資源社会保障部弁公庁による外国籍「高精尖（最高級の意）」の人材認定基準試点作業の通知」より、「平均給与」の計算基準は、「城鎮非私営企業の在職従業員平均賃金」から、「全口径城鎮企業の就業者平均賃金」に変更された。「全口径の城鎮企業就業者平均賃金」が「城鎮非私営企業の在職従業員平均賃金」を下回るため、制度上の申請ハードルが下がることになったと言える。

例：

広州市	2022 年度	備考
城鎮非私営企業の在職従業員平均賃金	12,694 元/月	都市部非私営企業には、国有企業、集団企業、共同経営、株式会社、外商投資企業、香港マカオ台湾投資企業等が含まれる。
全口径の城鎮企業就業者平均賃金	10,449 元/月	上記に加え、賃金水準が比較的低い私営企業も含まれる。

ただし、実務上において間もなく60歳になる人材が、これから「6倍の給与」の条件でA類人材工作許可を申請したい場合、申請提出前の直近1年間における「6倍の給与」の納税明細を提出するよう要求される場合が多いため、1年前より「6倍の給与」を満たす金額の給与を設定しておくことを推奨する。

## (二) まとめ

工作許可証および就労の居留証を申請する際、法律および法例では申請者の職位や賃金に関して明確な制限を規定していないが、実務上においては、工作許可証および就労の居留証を申請するにあたって、以下のポイントに注意する必要がある。

- i. 会社の規模、経営状況など：例えば、オフィスの有無、納税状況、銀行預金、従業員数など。
- ii. 申請者の資格：学士またはそれ以上の学歴を有し、業務に関連する職務経験があり、専門資格証書、現地の言語に精通している場合は、これらもビザ申請のプラス条件となる。
- iii. 申請する職位は、現地人材の中から雇用が難しいものであること。例えば管理職、専門技術人材等。一般事務職などは代替性が高いと思われる。
- iii. 報酬の面については、現地の人材以上の報酬レベルとかけ離れてはならない。
- iv. 申請書類については、中国の主管部門の要求が厳しいため、資料準備の際に、指定のフォーマットに適合しているかどうか確認する必要がある。

## 二、外国人に適用する労働契約法等の取り扱い

### (一) 外国人従業員が中国で就労する場合

現地採用の場合、外国人と労働契約書を締結したのは現地法人であり、現地法人の直接雇用となる。そのため、中国の労働法、労働契約法等の法律が適用されることになる。日本本社とは直接の雇用関係がないため、日本の労働に関する法律が適用されなくなる（社会保険、個人所得税等については日中間の協議に従うものとする）。外国人労働者に関する給与報酬、労働時間、労働関係の解除も中国の労働法、労働契約法等の法律を適用することになる。現地中国人と同様に、労働契約期間中であっても、解雇が必要な際には、中国の労働法にある規定に従い経済補償金を支払うことで解雇することができる。

ただ、外国人の場合、労働法、労働契約法以外に、さらに「外国人が中国における就労管理規定」の特別規定が適用されることになる。例えば、外国人が中国で就業する場合、労働契約期限は最長5年間という規定があるが、通常現地中国人であれば労働契約の期

限に関する規定は存在しない。

## 声明

本報告は報告日までに公布済みかつ有効である関連法律、法規を依拠して作成されているため、本報告の発行日以降に発生する法律法規の更新が本報告書の内容に対して影響を与える可能性はあることをご了承ください。

個別ケースによって適用する法規政策が異なるため、実行に移す前に、専門業者と情報交換を行うことをお勧めします。